

令和6年
4月～

介護支援専門員研修 介護福祉士試験受験料

～費用を新たに補助します～



介護職員の人材不足が問題となっている中、その解消を目指し、現在実施している初任者研修補助金に加え、新たな要綱を制定しました。

介護を必要とする人や、ご家族の安心のため、また介護サービスの質の向上のため、志ある人を更に応援します。

補助対象

- 介護職員初任者研修又は介護支援専門員研修を修了後、もしくは介護福祉士試験に合格した者のうち、6月以上連続して御殿場市内の介護サービス事業所に雇用されていること（同一の事業主に連続して雇用されている場合は、その期間を通算する。）※令和6年4月以降実施の研修・試験を対象とします。
- 住所地の市町村税に滞納がないこと。
- 補助対象経費について、他の同種の補助等を受けていないこと。

補助の金額

- 初任者研修：受講負担金および研修テキストの費用の半額（上限3万円）100円未満の端数がある時は、切り捨てとする。
- 介護支援専門員研修：受講負担金および研修テキストの費用（上限5万円）
- 介護福祉士試験：受験手数料（上限2万円）

申請書類

- ① 修了証書の写し等、補助対象であることを確認できるもの ② 就労証明書（勤務先にて証明したもの） ③ 経費に係る領収書の写し ④ （御殿場市民でない方）市町村税の納税証明書等、滞納がないことを確認できるもの

【介護支援専門員研修について】

更新研修（専門研修Ⅰ・Ⅱ）・実務研修・再研修
主任介護支援専門員研修等、資格に関わる研修が対象です。
その他、ご不明な点がございましたらお問合せください。

【お問合せ】

御殿場市役所健康福祉部長寿福祉課
電 話：0550-82-4134
F A X：0550-84-1046
E-mail：kaigo@city.gotemba.lg.jp

補助金交付事業の流れ

① 受講・受験

研修を受講し、終了します。もしくは介護福祉士試験に合格します。
費用はひとまず全額自分で負担してください。



② 就労

終了後、市内の介護サービス事業所で6月以上継続して勤務します。



③ 申請

修了証や領収書、就労証明書等、申請に必要な書類を揃え、市に提出します。



④ 審査・決定

市が受付後、書類を審査し通知します。
(決定通知書と請求書用紙) 決定後、届いた請求書を市へ提出いただくと、後日指定の口座に補助金が振り込まれます。



請求書を受付してから指定の口座に振り込むため、入金まで時間がかかることがあります。